

1 小規模建築物

《基本的考え方》

小規模な建築物の利用特性を踏まえ、すべての利用者が円滑に利用できるように整備を行う。

小規模建築物に関する整備基準

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

		福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象		小規模建築物	—
① 利用者の 用に供する 1以上の 出入口	A 有効幅	★幅は、80cm 以上とすること。	—
	B 段	★通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能となる場合においては、この限りでない。	—
② 利用者の 用に供する 敷地内の 通路	A 有効幅	★幅は、120cm 以上とすること。	—
	B 段	★通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路若しくは昇降機を併設する場合、又は当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能となる場合においては、この限りでない。	—
③ 利用者の 用に供する 便所	A 設備	☆準車椅子対応トイレに定める基準に適合するものとするよう努めること。	—
	B 案内表示	☆準車椅子対応トイレに定める基準②に適合する便房及びその便房のある便所の出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便所が設けられている旨の適切な表示をするよう努めること。	—

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
小規模建築物	床面積（ 車庫等床面積 を除く。）の合計が、200㎡未満の診療所（患者を入院させるための施設を有しないものに限る。）、薬局、理髪店又は美容院、150㎡未満のコンビニエンスストア、100㎡以上 200㎡未満の物品販売業を営む店舗（薬局及びコンビニエンスストアを除く。）若しくは飲食店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗又は公衆浴場	—
車庫等床面積	自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積	—
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービスの提供を受ける者	—
準車椅子対応トイレ	「4 便所【4】①」で整備した便所	—

《解説》

- ①【出入口】ドアの厚みや取っ手の引き残しを考慮し、出入口に必要な有効幅員を確保し、車椅子使用者が戸を操作したり、方向転換を行うため、戸の前後には水平部分を設ける。また、1 以上の出入口は、基準に適合すること。
- ②【敷地内の通路】車椅子使用者と横向きの人がすれ違えるよう、幅員 120cm 以上を確保し、転倒やつまずき等を防止するため、通行の際に支障となる段を設けない。
- ③【便所】車椅子使用者や、介助を伴う障害者、高齢者等に配慮するため、十分な空間のとれる便所を設け、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した施設の位置を明示するため、当該施設の付近に案内表示を設置する。

《望ましい整備》

- ・ 出入口の幅は 90cm 以上とする。
- ・ 出入口は、自動ドア等の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とする。
- ・ 敷地内通路の幅は 140cm 以上とする。
- ・ 敷地内通路の路面は粗面又は滑りにくい仕上げとする。
- ・ 用途に応じ便所内には乳幼児用ベッド、乳幼児用イスを設ける。
- ・ 洗面器周辺に鏡を適切に設ける（斜め鏡は不可）。
- ・ 設置した設備に応じて高齢者、障害者、乳幼児等が利用できる旨の表示を行う。

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
 ☆福まち条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

《コンビニエンスストアの整備例》

